

「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の勧告に伴う政策への反映状況(2回目の回答)

勧告先: 内閣府、厚生労働省、文部科学省
勧告日: 平成25年6月25日

回答日(1回目): 平成26年2月18日～20日
回答日(2回目): 平成27年5月20日～21日

主な勧告(調査結果)

1 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

- ① 数値目標に対応する国の施策・事業を明確に位置付けること
- ② 評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及び効果分析を行い、その結果に基づき、国の施策・事業の見直しを行うこと

- ① 数値目標と国の施策・事業との関連性が明確になっていない
- ② 評価部会において国の施策・事業の効果の把握・分析が不十分

主な政策への反映状況

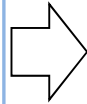
- ① 数値目標に対応する国の主な施策・事業を明確にした一覧を作成し、評価部会において報告(平成25年11月)。さらに、当該一覧を平成26年度の施策・事業に更新し、評価部会における検討材料として活用
- ② 評価部会において、数値目標のフォローアップを実施し、進捗状況に遅れがみられる指標の改善に向けた対応策を検討。検討結果に基づき、今後、取り組むべき事項を「仕事と生活の調和レポート2014」に取りまとめ、公表

(内閣府)

2 指標の設定等に関する見直しの実施

数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、参考指標を設定すること

- 平成15年から22年に「フリーターの数」は約34万人減少(約16%減)しているが、フリーターの割合は微減(0.1%減)
- 「在宅型テレワーカーの数」は、勤務先におけるテレワーク制度の有無が要件とされていない



- 「フリーターの数」等の指標の進捗状況を把握・分析する際に、併せて「フリーターの割合」や「若年層の不本意非正規の割合」等の関連する指標の分析を行い、よりきめ細かな把握・検証を実施

「在宅型テレワーカーの数」については、指標の見直しを平成27年中に予定。なお、関連する指標として新たに「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数」を把握・分析 (内閣府)

- ※ 「在宅型テレワーカーの数」などの指標について、今後の取組を引き続き注視

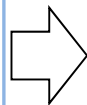
3 国の施策・事業の効果的な取組の推進

- ① 家庭的保育事業
家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと

市区町村において、家庭的保育者の「なり手」の確保に苦慮しているものあり

- ② 放課後児童クラブ
市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、担当部局と教育委員会との連携が一層図られるよう要請すること

市区町村において、余裕教室等実施場所の確保が困難としているものあり



- ① 家庭的保育に関する調査を行い、平成26年3月に家庭的保育者の確保を効果的に行っている事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供 (厚生労働省)

- ② 平成26年7月に、余裕教室の活用の促進等を盛り込んだ「放課後子ども総合プラン」を策定。これに合わせて都道府県等に対し、市区町村の担当部局と教育委員会との連携による余裕教室の一層の活用を要請するとともに、パンフレットを配布し推奨事例を情報提供 (厚生労働省及び文部科学省)

- ※ 平成27年度に「子育て支援に関する行政評価・監視－子ども預かり施設を中心として－」において、上記の取組の効果を把握予定

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価）（平成25年6月25日勧告）
関係行政機関	内閣府（回答日：（1回目）平成26年2月20日（2回目）27年5月21日） 厚生労働省（回答日：（1回目）平成26年2月20日（2回目）27年5月21日） 文部科学省（回答日：（1回目）平成26年2月18日（2回目）27年5月20日）

評価結果の概要

○ 評価の観点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日策定、22年6月29日改定。以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日策定、22年6月29日改定。以下「行動指針」という。）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策等が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状

ア ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況

憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、行動指針策定時又は改定時以降の14指標の動向をみると、①数値が多少とも改善しているものが11指標あること、②指標の数値目標の達成に向けた施策・事業として一定の有効性が認められる国の施策・事業があることなどから、本政策による一定の効果もあったものと考えられる。

イ 国におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

- ① 内閣府では、指標に対応する国の施策・事業の位置付けを行っていないことから、各指標と国の施策・事業との関連性が明確になっておらず、数値目標の達成に向けた国の施策・事業の効果の把握・分析等を行うことは、困難なものとなっている。
- ② 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「評価部会」という。）（注1）における点検・評価は、指標の全てについては、数値目標の達成に向けた各主体（企業、働く者、国民、国及び地方公共団体）の取組による効果等の分析が行われておらず、また、点検・評価結果に基づく国の施策・事業の見直しなど政策への反映が十分図られていない。
- ③ 「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）（注2）の状況をみると、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を効率的かつ効果的に推進するための連携推進会議を活用した連携は行われていない。

（注1）「仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について」（平成20年4月7日官民トップ会議決定。以下「評価部会開催要綱」という。）に基づき開催されている。

（注2）「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について」（平成20年4月11日関係省庁申合せ、22年8月24日一部改定。以下「連携推進会議開催要綱」という。）に基づき、関係府省を構成員として開催されている。

ウ 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

調査した地方公共団体の中には、企業や労働者の代表者と関係市町村による連携

等、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進しているものがみられた。

(2) 指標及び国の施策・事業の有効性等

ア 就業率及びフリーターの数

「就業率」及び「フリーターの数」の各指標については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合や若年層の不本意非正規の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

イ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

本指標については、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現に向けた政策効果を把握するために有効なものと考えられる。

ウ 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合及び年次有給休暇取得率

労働時間等設定改善推進助成金（以下「推進助成金」という。）事業については、推進助成金受給団体の傘下事業場において、平均所定外労働時間及び平均年次有給休暇取得率の改善の傾向がみられたが、厚生労働省において、傘下事業場における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合等の定量的な把握は行われていない。

「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」及び「年次有給休暇取得率」の数値目標の達成に向けて、企業における労働時間等の設定の改善を一層促進するため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き、効果が広範に及ぶ施策・事業の実施について幅広く検討することが望まれる。

エ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合

「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

メンタルヘルス対策支援センター事業（以下「支援センター事業」という。）は、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、①支援センターによる個別訪問支援の実績が委託契約書に規定された訪問件数を下回っている、②都道府県労働局と支援センターとの連携が不十分等の課題がみられた。

オ 在宅型テレワーカーの数

本指標について、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等を参考指標に設定するとともに、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため指標の見直しを行う必要があると考えられる。

カ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）

均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間正社員制度）等については、企業において短時間正社員制度が導入されるなどの効果がみられた。

キ 自己啓発を行っている労働者の割合

キャリア・コンサルティングの環境整備事業について、キャリア・コンサルティングを受ける者を増やすことは、数値目標の達成に向けて、一定の有効性が認められる。

ク 第 1 子出産前後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計

画の策定等や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

本取組については、①努力義務のある企業における一般事業主行動計画の策定等の促進、②中小規模の事業者等への育児・介護休業法の周知及び規定整備の徹底などの課題がみられた。

ケ 保育等の子育てサービスを提供している割合

(ア) 保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））

「保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））」の算定方法において、認可保育所の利用児童数のみが計上されていることから、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（注 3）に基づく新制度の本格施行を見据え、算定方法の見直しを行う必要性が生じると考えられる。

家庭的保育事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、市町村における家庭的保育事業の拡大に当たって、家庭的保育者の「なり手」の確保が困難となっているなどの課題がみられた。

（注 3）子ども・子育て関連 3 法とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）をいう。以下同じ。

(イ) 保育等の子育てサービスを提供している割合（放課後児童クラブ（小学 1 年～3 年））

放課後児童健全育成事業等については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、相当程度の有効性が認められるが、放課後児童クラブの拡充に当たって実施場所等が困難となっているなどの課題がみられた。

コ 6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間

男性の育児休業の取得促進事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

(3) 事業主としての国のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

ア 職員のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

国家公務員の年間超過勤務時間数は、横ばいで推移している。総務省では、国会関係業務、法令協議等の他律的な業務が多いことが主な要因として考えられるとしている。

男性職員の育児休業取得率は、低い水準で推移している。総務省では、業務が繁忙であり他の人の迷惑になることなどが主な要因として考えられるとしている。

イ 公共調達におけるワーク・ライフ・バランスの推進方策の取組状況

各府省では、ワーク・ライフ・バランス等に関連する調査事業等において、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目を加点事由として評価項目に盛り込むこととしているが、平成 23 年度は 3 府省において 14 事業のみとなっている。

勸告	政策への反映状況
<p>(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実</p> <p>① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。 (内閣府)</p> <p>② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。 また、その旨を評価部会開催要綱等に明確に記載すること。 (内閣府)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> → : 1 回目の回答 ⇒ : 2 回目の回答 </div> <p>(内閣府)</p> <p>→① 数値目標に対応する国の主な施策・事業（平成 25 年度分）については、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を明確にした一覧を作成し、平成 25 年 11 月 13 日に開催された第 27 回評価部会において報告を行った。今後、評価部会では、目標数値に向けて各指標の改善を図るため、各主体において対応策を検討し、取組を加速していく際に、当該一覧を検討材料の一つとして活用する。</p> <p>⇒① 数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を明確にした一覧を平成 26 年度に実施する施策・事業に更新し、平成 26 年 5 月 29 日に開催された第 29 回評価部会において報告を行った。 評価部会では、当該一覧を検討材料の一つとして活用しつつ、目標数値に向けて各指標の改善を図るため、各主体において対応策を検討し、その内容を「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2014」（平成 27 年 2 月 19 日公表）に取りまとめた。</p> <p>(内閣府)</p> <p>→② 平成 25 年は数値目標設定時（平成 19 年）と数値目標の達成年（平成 32 年）までのほぼ中間年に当たるため、評価部会において、数値目標のフォローアップを実施し、「順調ではないものの進捗している」指標や「進捗していない」指標について、その要因を分析した上で、課題と今後取り組むべき方向性について検討を行った。 また、その検討結果を踏まえ、「今後、2020 年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、本レポートで明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく」（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2013（平成 25 年 12 月 26 日公表））こととした。 なお、評価部会の年度計画等の資料においても、取組の加速化について上記と同様の旨を明記する予定である。</p> <p>⇒② 平成 26 年 5 月 29 日に開催された第 29 回評価部会において、数値目標のうち 2020 年の目標達成に向けた進捗状況に遅れがみられる主な項目（長時間労働の抑制、年次有給休暇取得の促進、女性の継続就業の促進、男性の育児・家事参画の促進及び仕事と介護の両</p>

勸告	政策への反映状況
<p>③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。</p> <p>また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。</p> <p>(内閣府)</p>	<p>立) について、課題への対応策を検討した。</p> <p>また、平成 26 年 9 月 10 日の第 30 回評価部会及び同年 10 月 8 日の第 31 回評価部会において、各主体の進捗状況を議論し、労働時間等設定改善に向けた取組の推進、テレワークの一層の普及・促進、イクメンプロジェクトの実施、仕事と介護の両立が可能な働き方モデルの普及啓発等、今後の取り組むべき事項を「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2014」に取りまとめた。</p> <p>なお、第 29 回評価部会で合意された平成 26 年度の活動方針に、評価部会において、各主体の取組状況を把握・分析し、その結果に基づく課題への対応を検討する旨を明記した。</p> <p>(内閣府)</p> <p>→③ 連携推進会議は、評価部会の議論を関係省庁における施策展開に有機的に反映させるため、評価部会と合同で開催されてきた。しかし、勧告を踏まえ、関係省庁間の更なる連携強化のため、連携推進会議の単独開催（平成 26 年 4 月頃の見込み）等による各施策・事業に関する情報共有及び必要な連携も含め、連携推進会議の活用を図ることとする。</p> <p>また、開催要綱等に「関係省庁連携推進会議においては、評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行う」旨を明記する予定である。</p> <p>⇒③ 平成 26 年 4 月 11 日に、連携推進会議を単独で開催し、26 年度に関係府省が実施する各施策・事業に関する情報共有を行うとともに、必要な連携を図ることとした。</p> <p>また、連携推進会議の開催要綱を同日付けで改定し、「評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行う」旨を明記した。</p>
<p>(2) 指標の設定等に関する見直しの実施</p> <p>数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。</p> <p>また、在宅型テレワーカーの数については、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。</p>	<p>(内閣府)</p> <p>→ 数値目標が設定された指標については毎年の進捗状況を把握・分析し、評価部会に報告し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」として公表している。当該把握・分析を行う際、数値目標が設定された指標に関連する指標についても、併せて分析を行うこととした。</p> <p>具体的には、平成 25 年度から、「フリーターの数」に関連して「フリーターの割合」及び「若年層の不本意非正規の割合」、「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」に関連して「メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合」を参考として分析を行った。</p> <p>「在宅型テレワーカーの数」については、関連する指標として平成 26 年度以降、「勤務先における制度に基づ</p>

勸告	政策への反映状況
<p>さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。</p> <p>(内閣府)</p>	<p>く在宅型テレワーカーの数」の動向を把握・分析し、今後の取組に役立てる予定である。このため、現在、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカー数」の定義・算定方法について、「在宅型テレワーカーの数」等を算定するため現在国土交通省が実施している「テレワーク人口実態調査」において検討を行っている。</p> <p>在宅型テレワーカーの数に係る指標の見直しについては、目標年である2020年に向けて、他の指標の達成状況等も踏まえ、検討する予定である。</p> <p>「保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))」については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施に伴い、平成27年度以降、指標の算定方法に、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の利用児童数も含めることとし、今後の取組に役立てる。</p> <p>⇒平成26年度においても、25年度に引き続き、「フリーターの割合」及び「若年層の不本意非正規の割合」、「メンタルヘルスクエアに関する措置内容別の事業所の割合」を参考として分析を行うとともに、26年度から、新たに「在宅型テレワーカーの数」に関連して国土交通省が実施している「テレワーク人口実態調査」により、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数」を把握し、参考として分析を行った。</p> <p>「在宅型テレワーカーの数」に係る指標の見直しについては、平成27年中を目途に検討する予定である。</p> <p>「保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))」については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施に伴い、平成27年度以降、指標の算定方法に、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の利用児童数も含めることとし、厚生労働省が実施している「保育所関連状況取りまとめ」において把握する方向で検討を行っている。</p>
<p>(3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進</p> <p>① 推進助成金事業については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。</p> <p>また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以外の手法も含</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→①平成25年度から、推進助成金事業終了後に週労働時間60時間以上の雇用者が存在する事業場に対して働き方・休み方改善コンサルタントによる指導を行うこととした。</p> <p>さらに、平成26年度は、推進助成金を受給した中小企業事業主団体の傘下事業場における週労働時間60時間以上の雇用者の割合が推進助成金受給前より増加した事業主に対して、推進助成金事業終了後に、働き方・休み方改善コンサルタントによる指導に加え、中小事業主団体による指導が行われるよう、都道府県労働局が同団体に対し働きかけを行うこととしている。</p>

勸告	政策への反映状況
<p>め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。</p>	<p>また、平成 26 年 3 月に、週労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合が高い業種である情報通信業や、年次有給休暇の取得率が低調な宿泊業に係る働き方の改善方法等を盛り込んだハンドブックを作成したところであり、平成 26 年度においても他の新たな職種に係るハンドブックを作成することとしている。</p> <p>⇒① 平成 25 年度から、推進助成金事業終了後に週労働時間 60 時間以上の雇用者が存在する事業場に対して働き方・休み方改善コンサルタントによる指導を実施した(13 事業場中 2 事業場)。今後も引き続き指導を実施することとしている。</p> <p>さらに、平成 26 年度は、推進助成金を受給した中小企業事業主団体の傘下事業場における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が推進助成金受給前より増加した事業主に対して、推進助成金事業終了後に、働き方・休み方改善コンサルタントによる指導に加え、中小企業事業主団体による指導が行われるよう、都道府県労働局が同団体に対し働きかけを行った(その結果は平成 27 年度当初に把握する予定である。)</p> <p>なお、これに先立ち、平成 26 年度は、25 年度に推進助成金を受給した中小企業事業主団体のうち推進助成金事業終了後に週労働時間 60 時間以上の雇用者が存在する傘下事業場を有する 4 団体中 2 団体を都道府県労働局が直接訪問し、時間外労働の削減について傘下事業場を重点的に指導するよう要請した。</p> <p>また、平成 26 年度は、地域の中で中核的な役割を担い、地域内の他企業への好影響が期待される地方銀行業及び我が国の基幹産業の一つであり、産業界への影響力や波及効果の拡大が見込める電機・電子・情報通信産業に係る働き方の改善方法等を盛り込んだハンドブックを作成し、27 年 3 月に、関係する業界団体、労働組合及び都道府県労働局を通じて広く事業主に対し周知した。</p> <p>なお、推進助成金については、制度創設から 9 年が経過し、一定の役割を終えたと考えられるため、平成 26 年度限りで廃止した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>②についての措置状況は次のとおりである。</p> <p>→ i) 支援センター事業を含む産業保健支援に関する三事業については、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合した法人において一元的に実施することとされたことから、一元化のメリットをいかしたより効果的な事業場への支援が図られるよう事業内容の見</p>

勸告	政策への反映状況
<p>ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>直しを行うこととした。これに伴い、支援センター事業を平成 25 年度限りとし、他の産業保健支援事業も一元化した産業保健活動総合支援事業を新たに統合した法人に実施させ、当該新規事業の中で事業場のメンタルヘルス対策に係る個別のニーズに応じた訪問支援等の適切な実施を図ることとしている。</p> <p>⇒ i) 支援センター事業については、平成 26 年度から、産業保健推進センター事業及び地域産業保健事業と一元化し、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施主体となって産業保健活動総合支援事業として実施している。事業場への周知については、旧地域産業保健事業が対象としていた小規模事業場も含め、一元化に際して新たに作成したリーフレット等を用いて、個別指導等のあらゆる機会を捉えて効果的な周知に努めている。</p> <p>また、独立行政法人労働者健康福祉機構は、訪問支援を適切に実施するため、産業保健活動総合支援事業の実施に当たり、産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）単位で、訪問支援などの事業ごとに、実態に応じた数値目標を設定している。</p> <p>→ ii) 勸告を踏まえ、都道府県労働局に対し、これまで以上に、支援が必要な事業場に係る情報を支援センターに提供すること、支援センターを周知することを内容とする「平成 25 年度メンタルヘルス対策支援事業の積極的な活用について」（平成 25 年 9 月 6 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長事務連絡）を発出した。</p> <p>また、平成 26 年度の新規事業においても、新規事業実施者と上記情報を共有することなどにより、連携を図ることとしている。</p> <p>⇒ ii) 産業保健活動総合支援事業の実施に当たり、都道府県労働局長に対して、「平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業の支援について」（平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 1 号厚生労働省労働基準局長通知）を発出した。当該通知において、産業保健総合支援センターから求めがあった場合に、同センターの重点的な支援が必要と考えられる事業場情報を提供するように指示するなど、同センターとの適切な連携の実施を図っている。</p> <p>また、個別指導や集団指導、各種会議等のあらゆる機会を捉えて、事業者や関係団体等に対して本事業の積極的な周知を図るとともに、小規模事業場等に対する各種指導において、産業保健活動に係る取組方法が分からず、産業保健上の課題を抱えている</p>

勸告	政策への反映状況
<p>③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>事業場を把握した際には、産業保健総合支援センターの利用を勧奨するなどの取組も行っている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→③ 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）及び育児・介護休業法の周知・啓発、指導等については、「平成 25 年度地方労働行政運営方針」（平成 25 年 5 月 16 日付け地発 0516 第 4 号、基発 0516 第 3 号、職発 0516 第 21 号、能発 0516 第 1 号、雇発 0516 第 2 号）においてその実施を定めており、中小規模の事業者等も含めて、引き続き取り組んでいる。</p> <p>また、各都道府県労働局長宛てに毎月発出する「当面の重点的施策・業務」においても、</p> <p>i) 10 月は次世代法に基づく認定マーク（くるみん）の取得促進、</p> <p>ii) 7 月は中小企業に対し、育児休業制度の規定整備等の指導のほか、中小企業両立支援助成金や、両立支援推進のための好事例の普及等を重点的に実施するよう指示した。</p> <p>なお、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰を支援するため、「中小企業における育休復帰支援プログラム事業」を平成 26 年度予算に盛り込んだ。</p> <p>⇒③ 平成 26 年 4 月に改正された次世代法において、</p> <p>i) 法律の有効期限の 10 年間延長</p> <p>ii) 特例認定（「プラチナくるみん」認定）制度の創設</p> <p>が盛り込まれた。</p> <p>あわせて、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 130 号）において、労働者数 300 人以下の中小規模の事業主については次世代法に基づく認定（くるみん認定）の基準に設けている特例の内容の見直しを実施し、両立支援の取組を促進している。</p> <p>また、くるみん認定を受けた企業に対する税制優遇措置（くるみん税制）を平成 29 年度末まで延長し、その中で、労働者数 100 人以下の中小企業に対して高い割増償却率を設定し、くるみん認定取得の取組を促進している。</p> <p>加えて、平成 26 年度に創設した「中小企業における育休復帰支援プログラム事業」により、労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図るための育休復帰支援プランの作成支援を行うとともに、中小企業両立支援助成金に「育休復帰支援プランコース」を創設し、当該助成金を支給する等により、中小企業における労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援している。</p> <p>さらに、育児休業中の代替要員の確保を行う事業主</p>

勸告	政策への反映状況
<p>④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。</p> <p>(厚生労働省及び文部科学省)</p>	<p>のコスト負担を軽減するため、平成 27 年度予算案に中小企業両立支援助成金における「代替要員確保コース」の拡充を盛り込んだ。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→④ 平成 25 年 9 月から 12 月まで、厚生労働省アフターサービス推進室において、家庭的保育に関する調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、26 年 3 月 31 日に家庭的保育者の確保を効果的に行っている事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供した。</p> <p>⇒④ 平成 25 年 9 月から 12 月まで、厚生労働省アフターサービス推進室において、家庭的保育に関する調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、26 年 3 月 31 日に家庭的保育者の確保を効果的に行っている事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供した。今後、地方公共団体等から家庭的保育者の確保について問い合わせがあった場合には、引き続き、当該事例の紹介等を行う。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。</p> <p>これらの取組状況も踏まえながら、省令基準制定後を目途に、文部科学省とも連携し、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を发出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>⇒⑤ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省・厚生労働省が共同して「放課後子ども総合プラン」(平成 26 年 7 月 31 日付け 26 文科生第 277 号、雇児 0731 第 4 号、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を策定し、全国の都道府県等に通知した。当該プランにおいて、市区町村の担当部局と教育委員会の連携については、学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所で</p>

勸告	政策への反映状況
	<p>あり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について、連携して取り組むことが重要であり、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進することとした。</p> <p>また、平成 26 年 8 月及び 27 年 2 月に、文部科学省と厚生労働省が合同で各都道府県・市区町村向け担当者説明会を開催し、余裕教室の活用等の取組事例を提供するなど、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請した。</p> <p>さらに、平成 26 年 8 月に、文部科学省から、余裕教室の放課後児童クラブ等への活用事例を紹介したパンフレット「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」を全国の都道府県等に配布することで、推奨事例の情報提供を行った。</p> <p>なお、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）は平成 26 年 4 月に策定・公布済みである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、厚生労働省において、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。</p> <p>これらの取組状況も踏まえながら、今後厚生労働省の省令基準制定後を目途に、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>⇒⑤ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省・厚生労働省が共同して「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月 31 日付け 26 文科生第 277 号、雇児 0731 第 4 号、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を策定し、全国の都道府県等に通知した。当該プランにおいて、市区町村の担当部局と教育委員会の連携については、学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について、連携して取り組む</p>

勸告	政策への反映状況
	<p>ことが重要であり、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進することとした。</p> <p>また、平成 26 年 8 月及び 27 年 2 月に、文部科学省と厚生労働省が合同で各都道府県・市区町村向け担当者説明会を開催し、余裕教室の活用等の取組事例を提供するなど、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請した。</p> <p>さらに、平成 26 年 8 月に、文部科学省から、余裕教室の放課後児童クラブ等への活用事例を紹介したパンフレット「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」を全国の都道府県等に配布することで、推奨事例の情報提供を行った。</p> <p>なお、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）は平成 26 年 4 月に策定・公布済みである。</p>